

論文 「イスラームフォビアに立ち向かう」

『日本のイスラームとクルアーン』（晃洋書房、2020年3月出版）所収

アラブ調査室長、筑波大学名誉教授：塩尻 和子

筆者はイスラーム (Islām) については原語に近い「イスラーム」の表記を採用するが、参考文献などを引用する際には、その文献の表記をそのまま引用するために「イスラム」という表記が採用されることをお断りする。なお「クルアーン」の記述は『日亜対訳注解聖クルアーン』（日本ムスリム協会）から引用した。

1、「水鳥」の訴え

イスラーム地域に関して、歴史的に考えてみると、この地域の後進性や貧困、政治的混乱が問題視されるようになったのは、オスマン帝国の滅亡以降のことである。また特に中小の戦闘的集団による過激な攻撃や内紛が多発するようになったのは一九四八年のイスラエル共和国の成立に端を発し、二〇〇一年にアメリカで発生した同時多発テロと、それを契機として勃発した二〇〇三年からのアメリカを中心とした有志連合によるイラク戦争で拡大し過激化したものである。

これらの民族紛争や内紛の背後には、現代社会の様々な政治的要因や、深刻な経済的混乱が横たわっており、これらの混乱や紛争の原因を短絡的にイスラームの教義や戒律によるものと主張することはできない。しかし、西洋キリスト教世界の文化を普遍的であると称賛し、それと比較してイスラームを劣等な宗教文化とみる人々の間では、イスラームは非人間的で反社会的なカルト集団であるかのような扱いを受けている。このような問題は日本でも例外ではない。日本のイスラームフォビア（イスラームに対する嫌悪感）も西洋に負けず、深刻な問題を含んでいる。

二〇一九年四月二日、スリランカでイスラーム教徒による連続爆破テロが発生し、復活祭の礼拝のために教会に集まっていた人々を中心に二五三人もの犠牲者がでた。スリランカ政府はその翌日に国内のイスラーム過激派組織が関与したとの見方を示したが、二三日にはいわゆる「イスラーム国」(IS) が犯行声明を発出した。多くの犠牲者を出したこの事件は「イスラーム国」の関与がなければ起きなかったとも考えられるが、スリランカ国内のイスラーム過激派組織内の権力闘争も疑われている。

スリランカでは二〇〇九年まで仏教徒とヒンドゥー教徒との間で激しい内戦が続いていた。総人口の約一割しかいない少数派のイスラーム教徒は仏教徒が中心の政府軍に組み込まれてきたためにヒンドゥー教徒側から敵視されることもあったと言われている。まだこのテロ事件の詳細には不明な点も多いが、イスラーム教徒の犯行である点が、世界中から不安視される要因ともなっている。たとえ集団内部の権力闘争によるものであったとしても、イスラーム教徒によるテロ事件は、宗教としての「イスラーム」その

ものに要因があると判断されがちである。

一般に主義主張とは無関係の人命が失われることが多いテロ事件は、世界中でどの宗教の信徒でも起こす可能性がある犯罪であり、イスラーム教徒だから起こすのだ、という短絡的な理解は、テロの解決には決してつながらない。

日本ではまだイスラーム教徒、ムスリム人口が少なく、日本に伝えられるイスラームに関する情報の多くは、欧米のメディアを通してもたらされるものであり、その中にはイスラームとムスリムに対する偏見や蔑視、無理解などを含んでいるものが少なくない。このような欧米からの情報によって増幅されたイスラームに対する偏見と嫌悪感「イスラームフォビア」は、今日の日本人にも大きな影響を与えている。

たとえば、一九九一年一月に始まった湾岸戦争の際に、海岸に設置された石油タンクが破壊されて、大量の重油がペルシア湾に流れ出たことがあった。この重油にまみれて真っ黒になった水鳥の写真が世界各地の新聞に大きく掲載されて、イラク軍の無謀ぶりが喧伝された。当時、イラクのサッダーム・フサイン大統領に対して、異常なほど残虐な政治家であるという認識が世界中に行き渡っていたので、この水鳥の写真は反イラク感情を定着させるには極めて効果的であった。これについて、当時の朝日新聞の「天声人語」には「イスラームには自然を保護する意図はないので、重油を海に流しても平気なのだ」という意味の文章が掲載され、イスラームの思想は人間中心なので人間が勝手に自然を破壊しても問題はないのだといった批判の筆陣をはっていたことを思い出す。しかし、湾岸戦争が終わって、この重油流出は実際にはアメリカ軍が撃ったミサイルが原因だったことが明らかとなり、この報道が間違っていたことがわかったのちも、朝日新聞が訂正記事を掲載したとは私の記憶にはない。

思いがけないことに、二〇一九年一月七日に宝島社がその朝日新聞に二面通しの広告を出して、この衝撃的な水鳥の写真を掲載した⁽¹⁾。その広告に大書されたキャプションは「嘘つきは戦争の始まり」であった。掲載されていた広告文は「嘘に慣れるな、嘘を止めろ、今年、嘘をやっつけろ」という文章で閉じられていた。政治も経済も、そして社会でも、嘘や虚偽が蔓延している今の日本に対する一種の警告を意図したものと、私は受け止めているが、「油まみれの水鳥」から教えられることは、やはりイスラームフォビアの危険性である。

2、イスラームフォビアの諸相

最近の別の事例を挙げれば、二〇一五年一月にフランスの週刊誌シャルリー・エブド社で起きたテロ事件はムスリムの犯人たちによって記者ら二人が殺害されるという悲惨な結果となった。この事件については「イスラームはあらゆる偶像作成を禁止している」ことが原因であるとされ、「表現の自由」は、いつ、いかなる場合であっても守られなければならない金科玉条であるとして、世界中にイスラーム批判が広がった。

シャルリー・エブド社の過去の誌面には、他の宗教の指導者や政治家などの風刺画も

見られるが、預言者ムハンマドを描いたものは、誰よりも不道徳で醜悪な姿に描かれていた。民衆の不満を風刺画に託す伝統を持つフランスであっても、特定の人物を批判するために描かれる風刺画は、少なくとも人間としての尊厳が守られたものであってしかるべきであろう。テロは決して許されるものではないが、多くの信徒から篤く尊敬される預言者が性的に不潔で、見るに堪えないほど不道徳的な姿に描かれることは、ムスリムでなくても目を背けたくなる⁽²⁾。

そもそもイスラームは肖像画の作成を禁止していない。禁止されているのは、絵画や像を「崇拜する」こと、つまり偶像崇拜であり、イスラームの教えの原点であるクルアーン（コーラン）には、どこにも「絵を描いたり像を作成したりしてはならない」とは記載されていない。イスラーム世界ではモスクやマドラサ（高等宗教教育機関）などの宗教的施設では絵画も像も用いられないが、王宮や個人の住宅などでは絵画や肖像画が飾られ、歴史書などにはムハンマドの顔や姿も描かれてきたのである⁽³⁾。

欧米のメディアからの受け売りによるこのような偏見だけでなく、日本人研究者の中にも、声高に非論理的なイスラーム批判を繰り返すことで高い知名度を得ている識者もあり、そういった意見が「分かりにくいイスラームについて、とてもわかりやすい解説である」として世間的にもはやされる風潮も根強い。日本も欧米に負けずイスラームフォビアが蔓延している国の一つであるということができよう。

イスラーム政治思想の専門家である池内恵はキリスト教社会とイスラーム社会を比較して、キリスト教社会は普遍的な価値観をもっており寛容で平和的であり、イスラーム社会は後進的で野蛮であると主張する論客であるが、以下の発言でもイスラームフォビアを煽っている。

西欧が自由と平等を掲げる以上、イスラム教にも様々な権利を与えるべきだと考える人は多いでしょう。では、そのイスラム教は西欧のような自由を認めているのでしょうか。イスラム社会で他の宗教を信じることが許されますか。

イスラム教の教義が主張しているのは、正しい宗教、つまりイスラム教を信じる『自由』です。（「朝日新聞」オピニオン&フォーラム、二〇一六年一〇月二一日）

池内が主張するように、すべてではないにしても現在のイスラーム社会には多くの抑圧があり、それぞれの地域や国家における宗教法の解釈によっては、人権無視となる点多々あることを、否定はできない⁽⁴⁾。しかし、同時に近代の西欧が「自由と平等を掲げて」いるとしても、それは名目上のことにすぎず、今日の西洋社会が文字通り自由で平等であるとは言い難い。今や、難民の排斥やムスリム女性のベール問題だけでなく、多くのキリスト教徒やユダヤ教徒にとっても、貧富の差や男女格差、学歴差、宗派間の対立、武器や麻薬の放置、犯罪の多発などの深刻な問題を抱える西洋社会が、今日もな

お普遍的な価値を持っており、自由で平等であるとは、短絡的には言えない。たしかにイスラームの教義では多神教や偶像崇拜が否定されており、中東地域でイスラームを国教と定めている国々に限定すれば、多神教で偶像崇拜だとみなされる仏教の寺院建設は許可されていない。

特に厳格な教義を掲げる国や地域、例えばターリバーン政権が支配していた時代のアフガニスタンなどでは、多神教徒だけでなく、啓典の民とされるユダヤ教徒もキリスト教徒も抑圧されていた。しかし、その他の地域では、ムスリムが多数を占める社会であっても、現実に仏教徒やヒンドゥー教徒が排斥されているとは限らない。昨今では逆にミャンマーやインドの政策に見られるようにムスリムの一部が国外に追放されたり抑圧されたりする深刻な事態が生じている。

いっぽう、人口統計学者のエマニュエル・トッドはイスラームフォビアがイスラーム教徒の若者を過激派の戦士として送り出す要因となっているとその危険性に言及している。

理解すべきは、仮に一部の若者が「意味」に飢え、「宗教的なもの」に飢えているとすればイスラーム教を罪あるものとして標的にするのは、その若者たちにイスラーム教を現実からの理想的な脱出口のように見せるだけだ、ということである（『シャルリとは誰か？』堀茂樹訳、文春新書、二〇一六年、二八二頁）

しかも、フランスの内務大臣の発言によれば、イスラーム過激派を志願する若者のうちの二〇％はキリスト教徒出身者である（[トッド] 前掲書二四六頁）という。「自由と平等」があるはずのヨーロッパでキリスト教徒の若者まで「意味」に飢えているということは、何を意味するのであろうか。少なくとも今日の西洋がキリスト教徒の若者にとっても「自由と平等」の地ではなくなっていることを示しているように思われる。

3、IS（「イスラーム国」）の論理は正しいか？

「イスラーム国」の系列通信社アーマク社は、二〇一九年四月二一日、スリランカで発生したイスラーム教徒による連続爆破テロが「イスラーム国」の「カリフ」の命令によって引き起こされたものであるという犯行声明を発出した。二〇一四年六月にカリフ制を宣言して国家体制を固めた過激派集団の「イスラーム国」は、アル・カーイダの一派であったが、この派を結成したヨルダン出身のザルカーウィ（一九六六―二〇〇六）がシーア派に対して激しい敵意をもっており、そのためにアル・カーイダから離脱したと言われている。アル・カーイダはアメリカを主要な敵とみなす反米・反欧のテロ集団であり、イスラームを敵視する「外部からの」政策に対抗していたが、ザルカーウィは、むしろ「反シーア派」を中心として同じイスラーム教徒を対象とする「内側へ向かう」戦術を主張していた。このグループは、早くも二〇〇六年一〇月ころに周辺の過激派を統合して「イラ

ク・イスラーム国」を名乗り、国家体制を固め始めたが、当初の活動には目立ったものはなく、イラク国内での支持者も減少していたので、欧米はこれに注目していなかった。

しかし、シリア内戦によって息を吹き返した「イラク・イスラーム国」はシリアを加えて「イラクとシャーム（シリアのこと）のイスラーム国」と名乗るようになったが、二〇一四年六月にバグダーディをカリフとして擁立し、正式に「イスラーム国」の建国を宣言した。さらに日本人二名を人質として拘束し、のちに殺害するという、これまでに類をみない残虐性をあらわにした。世界中から多くの若者を集めて勢力を伸ばし、一時期はイラク北部からシリアにかけて実際に国家を樹立するのではないかと思われたが、やがてイラク軍やシリアの民兵組織に追い詰められて、二〇一九年三月にはシリア東部の最後の拠点バグズも失うことになって、組織は壊滅したと報じられた。

しかし、「イスラーム国」は国家樹立が失敗に帰したとしても、その危険性がなくなったわけではない。二〇一一年の民衆蜂起後の内政が安定しないリビアに多数の兵士が集結して「イスラーム国リビア州」を形成していると言われており、また、逃亡して密かに自国に戻ったとされる多数の外国人戦闘員によって、スリランカの事件のように、世界各地で様々な形のテロ事件が発生する可能性が高くなっていると憂慮されている。

そのような状況下で出版された『イスラム教の論理』（飯山陽著、新潮新書、二〇一八年）は、イスラーム法の専門家と自称する著者によって書かれたもので、本書のテーマは「イスラム国」のイスラム教解釈は間違っていない」というものである。著者は「イスラーム国」の思想は、「イスラームの論理そのものである」として、「なぜなら、イスラム国が掲げる理想は、世界に一八億人いるイスラム教徒全員にとって理想だからです。」（[飯山] 四頁）と述べ、ムスリムであれば、誰でも「イスラーム国」の政治姿勢に反対はできない、と強調している。

しかし、そうであれば、イラクやシリアを中心とする周辺の国々による軍事攻撃や国際社会からの反発によって壊滅させられるのではなく、信仰熱心な多くの信徒に支えられて、「イスラーム国」は現在も健在で、カリフを擁する真のイスラーム国家を目指して活動を継続しているはずではなかったのか？

日本は言論の自由が守られている国である。私たちの発言にも著作にも、特定の人物を虚偽の事案で誹謗中傷することがない限り、何を書いても話しても刑法上の罪には問われない。しかし、ある思想や体制に関する発言や著作が、学術的に検討しても正確とは言えない短絡的な判断に基づいて、著作され発表されて世に広まることに対しては、その批判対象がなにであれ、憂慮せざるを得ない。

この著作は、すでに多くのビジネスマンやキリスト教研究者たちから、「これこそイスラームの真実の姿だ」「なぜ「イスラーム国」があれほど残虐な行動をとるのか理解できなかったが、やっとわかってスッキリした」として評価されている。しかし、その内容にはイスラーム法学上からもイスラーム神学上からも、多くの誤解や判断ミスが見られる。シャリーア（啓示であるクルアーンとハディース）の教義と実定法であるイス

ラーム法学(フィクフ)の議論が混同されたまま、極端な解釈に走っているからである。
松山洋平は『オリエント』の書評のなかで、以下のように批判している。

第一の問題点は、著者がイスラム法学の諸理論について正確な理解を欠いていることである——これは本書の基盤に関わる重大な問題点と言える。イスラム法の論理に依拠して議論を進めるという本書の方針は、当然ながら、イスラム法学にまつわる本書の記述が正しく、正確であることで初めて実現する。しかし、残念なことに、著者がイスラム法の論理に言及する多くの部分に、理解が誤っている部分や不正確な表現を見出すことができる。

(「書評」七四～七八頁、『オリエント』二〇一八,六一—, オリエント学会)

また、四戸潤弥も、「著者が IS の主張であるとした論理の根拠は IS 独自のものであり、『クルアーン』によるものではない」と断言し、「著者は『クルアーン』の章句を正確に吟味さえしていない」と批判している⁽⁵⁾。

4、イスラーム法学からみた不正確な理解

イスラーム法学から見て正確ではないと思われる箇所を説明するために、この著作の帯に掲げられている極めて扇情的な宣伝文句について、以下で説明をする。

① 「イスラム国」のイスラム教解釈は間違っていない

この著作は全体を通して、ムスリムの最大の義務は「ジハード」だとして、精神的修養を指す「大ジハード」には根拠がないと否定し、ムスリムはすべて世界征服を目指して戦闘的ジハードを行うために生きている、と断定している。これがこの著作の主要テーマでもある。本来のジハードとは異教徒の攻撃からの自衛に限定される戦闘行為を指すが、その戦闘としてのジハードにも多くの制限が決められている。しかし、著者が主張する「ジハード」は戦闘・テロ・自爆を含めたあらゆる過激行為を指している。著者は、クルアーンにもハディースにも、どこにも宗教的修行を意味する「大ジハード」という文言はなく、「でっち上げ」だと断言するが(一二二頁)、「大ジハード」の思想はスーフイズムによって発展したものである⁽⁶⁾。しかも、イスラームの啓示に関する解釈にも、イスラーム法学にもその規定を考察する実定法にも、大本山制度のないイスラームでは無数の解釈があり、著者が主張する解釈は、ほんの一部に過ぎないことには触れていない。

② インターネットで増殖する「正しい」イスラム教徒

現代では、インターネットに過激思想があふれていることは認められるが、上記のように、何が「正しいのか」を決定する機関は大本山制度を持たないイスラームにはなく、ネットに掲載される思想にも、過激な扇動から穏健なものまで、実に多種多様な広範囲な意見があることを考慮していない。

③ 人口増加でイスラム教徒を増やす「ベイビー・ジハード」

イスラームでは、結婚をして子孫を育て、信仰を次世代へつなぐことは信徒の義務とされているが、それをジハードと解釈するムスリムはどの程度いるのか、かなり無理な理論である。「産めよ増えよ地に満ちよ」はヘブライ語聖書（旧約聖書）の思想であり、人間社会の繁栄のために、ある意味ではすべての宗教に見られる思想である。

④ 「地元のゴロツキ」が自爆テロに走るのは「洗脳されたから」ではない

宗教に熱心ではなかった若者が改心をして修行や出家に生きがいを見つけるといふ現象は「二度生まれ型」ともいわれ、あらゆる宗教に見られる現象である。その際にムスリムの若者の場合は、生まれながらの宗教に戻るのだから、洗脳されたというわけではないが、クルアーンが教える天国の存在を固く信じるようになり、自爆テロや殉教に走るようになる、と言われる。しかし、来世思想は全ての宗教にあるが、クルアーンは殉教を勧めてはいない。さらに彼らは殉教をすれば天国で72人の花嫁を貰えるなどという言葉に誘惑されているという考えは（一三四頁）、ムスリムの若者を侮蔑するものである⁽⁷⁾。

⑤ 娼婦は認めないが女奴隷とはセックスし放題

奴隷制度が実施されていた時代でも、神は奴隷を人間として扱うようにと命じている。ハディース集、『日訳サヒーフ・ムスリム』（日本サウジアラビア協会、第一巻一三頁）には「女奴隷を所有する者が、彼女に十分な食事を与え、よく面倒をみ、教養を身につけさせ、立派な作法を教え、自由の身にしてやり、その女と結婚したならば、その者に対しても二重の報償が下される」と書かれているように、女奴隷を人間的に扱うべきであると教えられている。また奴隷を殺した者は自由人であっても殺人罪に問われることもある。「セックスし放題」は、イスラームでは、まさに禁止事項である。

奴隷の規定に関しては、戦争捕虜との関連で考えるべきであり、そもそもイスラームは当初から奴隷を認めているとは言えない。四戸は「クルアーンによれば、戦争捕虜については、無償解放が第一とされ、身代金による解放が第二という優先順位で、当事者に選択権を与えている」と解説しているが、クルアーンにはムスリムたちに、戦争奴隷を丁寧に扱うように、明確な選択肢を与えている章句が多くみられる。その一つを紹介する。

「あなたがたが不信心な者と（戦場で）まみえる時は、（かれらの）首を打ち切れ。かれらの多くを殺すまで（戦い）、（捕虜には）縄をしっかりかけなさい。その後は戦いが終るまで情けを施して放すか、または身代金を取るなりせよ。」（クルアーン、四七章四節）

⑥ レイプの被害者は「姦通」でむち打ちされる

現在でも、一部の地域によっては正当な裁判が行われなかったところもあるが、イスラームを国教とする国では、信徒のレイプ被害が明らかであれば、被害者が姦通罪に問われてむち打ちの刑を受けることはない。著者は「イスラーム法においてはレイプも姦通とみなされる」（一六一頁）としているが、松山は、イスラーム法においては性交渉を強制されたことが証明された被害者は姦通罪の刑罰は受けない、として、これに反論している（〔松山〕七六頁）。

⑦ 手首切断も石打ち刑も世論の大半が支持

イスラームの実定法で、決定的な刑罰としてその量刑が変えられないとされている厳罰の「ハッド刑」⁽⁸⁾による刑罰を指すが、窃盗に対する手首切断は、現在ではおもにサウジアラビアで執行されている。また姦通罪の石打ち刑は4人の目撃証人が必要で立証が困難であり、サウジアラビアでも執行されることは極めてまれである。ムスリムが、聖法として決定されているハッド刑の規定を信じていることは、信徒の立場としては不思議なことではない。ハッド刑は、前近代ではイスラーム圏で広く執行されていたが、現代では近代的刑法との齟齬をきたすことが多く、サウジアラビア以外では、殆ど執行されていない。

このように、『イスラームの論理』には、一瞥するだけでも、多くの間違いや判断ミスがみられる。しかも著者は「イスラーム国が掲げる理想は、世界に18億人いるイスラーム教徒全員にとって理想だからです。」（〔飯山〕四頁）と断言している。

しかし、二〇一五年の **pewresearch**⁽⁹⁾ によれば、イスラーム国への反対感情は、レバノン一〇〇%、ヨルダン九四%、ナイジェリア六六%、マレーシア六四%、セネガル六〇%、パキスタン二八%（ただし六二%が「知らない」と回答）、トルコ73%、インドネシア七九%である。これに対して、著者は「イスラーム国」に好意的であると回答した人が「ナイジェリアでは一四%、マレーシアとセネガルでは一%、パキスタンでは九%、トルコでは八%、インドネシアでは六%となっている」とし、人数に直せば六〇〇〇万人以上の支持者がいる」（〔飯山〕三七―三八頁）と賛成者数が多いことを強調している。

たしかに六〇〇〇万人という数値は侮れないが、現在、世界で二〇億人に近い信徒数を擁する宗教にとって、六〇〇〇万人という数値は「イスラーム教徒全員にとって理想だから」というには、やはり少ないと考えるべきであろう。

結論から言えば、二〇一五年の統計でさえも、「イスラーム国」への支持者数は圧倒的に少数派であり、彼らの残虐性が明らかになり、その勢力が激減して壊滅状態となった二〇一八年から二〇一九年の統計がでるなら、さらに支持者数は減少していると思われる。したがって、イスラーム国の理想はイスラーム教徒全員の理想だとする主張は正しいとは言えない上に、根拠もない。

5、ジハードの義務

『イスラム教の論理』のテーマともなっている「ジハードの義務」についても検討する。この著書では、ジハードを実行する相手は、「不信仰者であれば…身近にいる一般市民でよいのです」と説明している（128~129頁）。実際に「イスラーム国」は彼らと同じイスラーム教徒であっても、宗派が異なっていたり、彼らの支配に従わなかったりした人々を不信仰者として攻撃し多数のムスリを殺害してきた。それでも「イスラーム国」の主張は「正しい」とされるのだろうか？

ここで「ジハード」に関する古典的な見解を紹介する。

「(ジハードは) あくまでイスラームのためであること、戦う相手が異教徒であること、という二つの条件を満たして初めてジハードと呼ばれる資格が生じます。……イスラーム法に従うならば、ジハードとは異教徒の攻撃からの自衛に限定される戦闘行為だからです」(『イスラーム、生と死と聖戦』中田考著、集英社新書、2015年2月、28頁)

郷土防衛のジハードは原則的にはムスリムに許された唯一の戦争というかたちを持つが、この「戦い」は、当初から定義づけが難しかったことも事実である。クルアーンの「あなたがたに戦いを挑む者があれば、神の道のために戦え。だが侵略的であってはならない。本当に神は侵略者を愛さない。」(二章一九〇節)という言葉に従って、古典的なイスラーム法の規定では、郷土防衛のジハードについて以下のような規定が決められていた。⁽¹⁰⁾

- ①ムスリムの領土に外部から異教徒が侵攻してくる場合に限られること、
- ②カリフの指揮のもと、全ムスリムが一致して参戦すること
- ③一般市民や婦女子などの非戦闘員やキリスト教の修道士や僧侶、ユダヤ教のラビなどの宗教者に危害を加えないこと

歴代の権力者による政治的覇権事業は、それぞれの歴史的状況によっては、ムスリム同士でも激しい戦闘が行われたが、これらは政治的覇権戦争であり、郷土防衛戦争を指すジハードとは区別される。しかも、上記のような厳格な条件を満たした郷土防衛の正当なジハードは、ムハンマドの死後の歴史上、実施されたことは、一度もない。そこで規定を読み替えて、「カリフの命令がなくても」という判断が生じ、国家や集団が安易にジハードを宣言する事態が生じてきたことも歴史的事実である。

さらに飯山は「人間には本当のことは分からず真実は神だけがご存知、というのがイスラム教の大原則であり、解釈が複数存在する場合にどの解釈を採用するかは個人の選択に委ねられています」と言いながら、その数行あとには、「コーランに立脚してさえ

いれば、そこから導かれる解釈がたとえ敵意をあおり戦争をけしかけるような過激なものであっても「正しい」というのがイスラム教の教義です」〔飯山〕一七頁）と矛盾する判断を述べている。

そして、著作の全体では「イスラム教徒はイスラム法のみに従わなければならない。主権は神に存するとされ、人間には立法も法の廃止・改正も禁じられる。」という主張が全体に繰り返されている。

これに対して、四戸潤弥はクルアーンとハディースに代表される啓示は厳格に順守しなければならないが、法判断については、時と場合に応じて、信徒たちの自由裁量が認められているという立場から以下のように述べている。

「イスラーム法は信徒の聖俗生活の全てに対応する法体系となった。

同時に、現実には、反対解釈によって信徒たちの自由裁量の領域が確保され、いつの時代にも対応できる法体系として機能していくことになったのである。つまり、イスラームにおいては、信徒たちにも法判断についての自由裁量の道が開かれているのである。イスラーム法は、厳格で保守的な印象を与えるが、実際には、法判断の最後の決定権は、一般信徒にあるという点を保障していることを忘れてはならない。」（四戸潤弥「宣教の書としての『クルアーン』とイスラーム法解釈法の構造」『変革期イスラーム社会の宗教と紛争』明石書店、二〇一六年九〇頁）

最近の日本では、イスラームについての関心は、二〇一一年に北アフリカを中心に発生した「アラブの民衆蜂起」で最高潮に達し、いわゆる「イスラーム国」の暴挙がニュースで伝えられるようになっても、興味や関心は継続された。いい意味でも悪い意味でも、これらの事態や事件が日本人の知識欲を掻き立てたのかもしれない。東京ジャーミイなどのモスクへの見学者があふれるようになり、ラマダーン月のイフタルの食事会なども盛んに催された。これらの行事に参加した一般の人々は、決して「イスラームフォビア」という意識ではなく、「イスラームをもっと知りたい」という教養としても知識欲から集まってきたと思われる。しかし、「イスラーム国」が弱体化し、イラクで保持していた拠点を次々と失うようになって、大きなニュースバリューを持たなくなった途端に、人々のイスラームに対する学習意欲は下火になったように思われる。

その間隙を縫うように、飯山の著作のような、一面的で不正確な個人的な見解に基づいて、あたかも正確なイスラーム法の真実を明らかにするような宣伝文句を帯びて出版された著作が巷間、持て囃されるということには、日本のイスラーム理解の進展を阻むことにつながるという危機感を持つべきであろう。

多くの場合、イスラームにはテロや内紛といった否定的な印象が付き纏うが、これはイスラームだけの問題ではない。イスラームフォビアを避け、客観的なイスラーム理解

を進めるうえで必要な比較宗教の要点と、どの宗教にも潜在的にみられる宗教と暴力の関係を、以下で確認しておきたい。

6、セム系三宗教の共通性⁽¹⁾

世界の宗教の多くは、本来、理想としてもつ正義や愛の教義は、たんに暴力を排除したり避けたりするだけでなく、むしろ積極的に「平和を作り出す」ことの必要性を教えている。たとえば、ユダヤ教、キリスト教、イスラームのセム的三宗教のなかで代表的な教えは、イエスの「山上の垂訓」であろう。マタイによる福音書五章九節（聖書協会共同訳『聖書』日本聖書協会）には「平和を造る人々は、幸いである。その人たちは神の子供と呼ばれる」とある。山上の垂訓はさらに以下のような「究極の愛」を教えている。

あなたがたも聞いているとおり、『目には目を、歯には歯を』と言われている。しかし、わたしは言うておく。悪人に手向かってはならない。誰かがあなたの右の頬を打つなら、左の頬をも向けなさい。（マタイ、五章三八～三九節）

あなたがたも聞いているとおり、『隣人を愛し、敵を憎め』と言われている。しかし、わたしは言うておく。敵を愛し、迫害する者のために祈りなさい。（マタイ、五章四三～四四節）

「目には目を、歯には歯を」という報復罰はメソポタミア一帯に伝統的に存在した戒律であり、ユダヤ教もイスラームもこれを継承している。報復罰は一般には野蛮な罰則規定であると受け取られることもあるが、「目をやられたら、報復は目だけにしなさい」という制限をかけた規定であり、報復行為がそれ以上に拡大しないことを意図していた。この戒律を遵守することは神の意志に従うことであり、それによって社会の平安が保たれる方途でもあるが、イエスはこれらの規範をあえて破るような説教をすることによって、「無償の愛に基づく隣人愛」の本質を教えようとしたのである。

しかし世界史をみれば、究極の隣人愛を掲げるキリスト教も、思想的には現実の歴史社会から一線を画してきた仏教においても、まったく政治的社会的側面にかかわらないでくることはできなかつた。霊肉の二元論の立場から精神世界を社会的世界より上位に据えたはずのキリスト教においては、皮肉なことに、事態はいつそう「政治的」となり、歴史の過程で最も多くの戦争を引き起こすことになった。西暦三九二年にキリスト教がローマ帝国の国教として公認されてからは、歴史社会の中心として「教会」があらゆる過酷な営為に参加してきたということは、西洋史を紐解けばすぐに明らかになる。

三大世界宗教のひとつであるイスラームの教義では、現実社会の執着から逃れてひとり魂の救済を求めるような思想も、敵でさえも愛せよという、実現不可能な究極の愛の精神をも、教えられはしなかつた。むしろ、現実社会のただ中であって日常生活を営み、

政治参加をすることにおいて、神に従うことが求められた。イスラームでは、信者はみな過酷な歴史社会と直面しながら生きることそのものが、教義であった。この点ではイスラームはユダヤ教と似ている。現在では、ユダヤ教徒がそのまま民族として「イスラエルびと」、つまりユダヤ人であるということは言えないものの、宗教学的にはユダヤ教は「民族宗教」のひとつとして分類される。イスラエルの神によって選ばれたイスラエル民族が、約束の聖地イスラエルを求めて民族の興亡史に深くかかわることが宗教の根幹であるために、ユダヤ教もまた過酷な歴史社会と直面してきた。

そういう意味では、ユダヤ教の「イスラエル」に象徴される選民思想は、イスラームではあらゆる人間に要求される普遍的な選民思想に置き換えられる。神の唯一性とムハンマドの預言者性を認める人間は、国籍、人種、社会階層などを問われず、イスラームの「選民」を形成する。イスラームではこれを信者の共同体「ウンマ」と呼ぶのである⁽¹²⁾。

イスラームにおける魂の救済は「ウンマ」に所属することによって実現される。人間はウンマの成員となり、歴史社会をウンマと共に生き抜くことによって、来世で楽園に入ることができる。社会から脱出することによってでもなく、実現不可能な高度な理想に殉じることによってでもなく、現実社会のなかで神の指針に従って人間としての自然な生を生きることこそが、イスラームの教えの根幹なのである。

ユダヤ教の「イスラエル」、キリスト教の「教会」、イスラームの「ウンマ」は、いずれもそれぞれの信徒の意識が収斂していく宗教の中心点でもある。これらの中心点の役割こそが、宗教史の要点でもあり、将来へむけて平和を作り出す責任ある母体ともなる。

7、宗教と民族紛争⁽¹³⁾

世界宗教として歴史を生き延びてきた宗教は、平和を作り出すものとしてだけでなく、「魂の救済装置」として意味があるとみなされてきた。宗教が現実に魂の救済装置としての役割のみをもつものであるとすれば、問題はないであろう。どの宗教もそれぞれの救済装置の中では、平穏で平和的であるが、イスラームもまたイスラームという枠内では「平和の宗教」である。崇高な理想を標榜する仏教やキリスト教と比べると、イスラームは極めて実地的な救済装置をもっているということができる。しかもイスラームの救済装置は極めて現実的で実現可能な装置でもある。大方の読者の予想を覆す見解かもしれないが、イスラームでは、他の世界宗教に比べて、宗教的な「平和」の実現がたやすいということができよう。

一般に、イスラーム世界は、一四〇〇年にわたってつねに混乱しており戦乱下の不穏な社会であったという印象が強いが、これは最近の研究によっても、歴史的にみても正確なものではない。実際には、イスラームが発祥してから今日までのイスラーム史を概観すると、政権交代劇や社会の不安定が多くみられたにもかかわらず、ユダヤ教やキリスト教と比較して、戦争や流血の惨事が非常に少なかったことが明らかにされている。

今日の泥沼化した紛争や騒乱は、二つの世界大戦によって引き起こされた国際関係に要根深い因があり、特に一九四八年のイスラエル共和国の建国に伴う政治的混乱によって混乱は決定的なものとなっている。今日のイスラームを巡る混乱は、イスラームという宗教の教義や性格によるものではないことを、まず理解しておきたい。

私たちは安易に「暴力には反対だ」などというが、「暴力」と「非暴力」をわけるのはなにかという問いは、じつはきわめて難しい問いである。たとえば、一定の条件下では暴力は、その暴力を超える利益があり、その利益が必然的であるとみなされる場合には、必要悪と認められることがある。たとえば歴史を通じて、国家間の戦争は、人間が行なう暴力のうちでは最大の暴力であり破壊行動であるが、これは「暴力」とはいわれない。現代世界においても、中小の戦闘的集団がテロ活動をおこなって数人から数十人の市民を殺すことは「暴力」であると考えられるが、国家の正規軍による軍事作戦によって数十万人の人々が犠牲になることは「暴力」とはいわれない。「国家」は国民から支持されている公権力であるという正当性を主張しているからであり、そのために一般に戦争は「暴力行為」とは言われない。しかし、市民の集団が公権力に対抗することは、市民の側では「非暴力」の抵抗運動であるとしても、公権力の側では許されざる「暴力」である。視点を変えれば、発展途上国などで貧困と政治的混乱のために数百万人の幼児が適切な治療を受けることができず、一歳の誕生日さえ迎えられないということも、じつは「暴力」のひとつであるが、これについては誰も「暴力」だとは思わない傾向がある。

このようにみていくと、「暴力」とはなにか、という問いについて、私たちは二つの次元をわけて考えることができる。ひとつは一般的に「暴力」と呼ばれる行為であり、「被害者の意志に反して、明らかな意図をもって、被害者の身体に傷害を加えたり破壊したり、その所有物に被害を与えたりする」ことで、いわば直接的な破壊行為である。いまひとつは、「困っている人を意図的に放置し、あるいは無視し、その結果、重大な障害や死がもたらされることになる」というもので、こちらは間接的な破壊行為である。一般的には前者が「暴力」と呼ばれているが、後者もれっきとした「暴力」である。後者は被害者の人権や尊厳を無視し踏みにじるという行為であり、貧困、人種差別、性差別、出自差別、言論弾圧、思想信条差別、などが含まれるであろう。このような考えから、学者のなかには「暴力とは、組織的であれ、形態的であれ、個人的であれ、直接的であれ、間接的であれ、被害者の同意を超える圧倒的な力という手段を用いて被害者にあたえる破壊行動のことである」と定義するものもある。

一般的な「暴力」がこのような定義をもつとしたら、まして、宗教的大義名分を背景にした「暴力」は、その宗教共同体の正義・平和・福利を目的にして行なわれる修行としての聖なる戦いであり、たんなる「暴力」とは区別して考えられている。

世界のどの宗教も、長い歴史のなかで、一切の暴力とかかわらないできたものはない。たとえ物理的な暴力を行使しなかったとしても、精神的、心理的な暴力にまで範囲を広げるなら、暴

力批判から逃れられる宗教などない。しかし、宗教は本来、人々に平和を説き、さまざまな欲望の束縛からの解放方法を教え、与えられた命を穏やかに生きるように諭すものではなかったのか。仏教の「無」や「空」の教えも、キリスト教の「隣人愛」も、イスラームやユダヤ教の「戒律」も、苦しい現実の生を生きる人々に与えられる「魂の救済装置」ではなかったのか。選民思想を基盤とするモーセの十戒でも「人を殺してはならない」と記してある。イスラームの聖典クルアーンでも、人の命の大切さについて、以下のように教えている。

…人を殺した者、地上で悪を働いたという理由もなく人を殺す者は、全人類を殺したのと同じである。人の生命を救う者は、全人類の生命を救ったのと同じである(と定めた)。そしてわが使徒たちは、かれらに明証を齎した。だが、なおかれらの多くは、その後も地上において、非道な行いをしている。(クルアーン五章三二節)

この「人」とはいったい誰を指すのだろうか。ユダヤ教では神に選ばれたイスラエルの民だけを指すのかもしれない。実際にユダヤ教の祈祷文には「神よ、イスラエルにだけ平和を与えたまえ」といった内容のものもある。イエスもユダヤ人として生まれユダヤ人として生きた人である。イエスのいう「人の命」はユダヤ人だけに、あるいはイエス後に発展した異邦人伝道を予期して「イエスを信じる人々」だけを意図しているのだろうか。そうであれば、宗教にはそれぞれの宗教の囲い込みが成立しており、その枠外にいる人は「人」として扱われないということになる。枠外にいる人々として、まず思い浮かぶのは異端や魔女、悪魔つきとして排除されてきた人々のことであり、他の宗教を報じる異教徒たちのことである。ひとつの宗教だけを絶対の真理として扱い、他の宗教思想を異教や邪教として退ける立場からみれば、「人」とは同じ宗教の信者でしかありえない。

「あなたの敵を愛し、自分を迫害する者のために祈りなさい」という究極の愛の理想を教えたキリスト教は、まさに究極の平和を教える宗教であるが、前に触れたように、そのキリスト教が歩んできた歴史はけっして平和的とはいえない。土井健司は『キリスト教を問いなおす』(ちくま新書、二〇〇三年)⁽¹⁴⁾の中で、「キリスト教とキリスト教を信じる者とは必ずしも一致しません。キリスト教の中にはさまざまな考え方があるのです。しかし、いかなる理由からでも積極的に戦争、紛争、暴力を行うことはキリスト教的ではありません」([土井] 五六頁)として、キリスト教とキリスト教徒を分けて考えるように勧めている。この考えにはたしかに説得力があるが、しかし、キリスト教徒がいなければキリスト教は存在しないということを考えるなら、宗教的理想と信者の行為とは完全には切り離して議論することができないように思われる。

ある宗教が歴史のなかで生き残っていくためには、その宗教は社会と密接な関係をもっていなければならない。そういう意味では、宗教はいまでも社会の統合理念として潜在的な力を有しているのであり、宗教と暴力の結びつきは、世界のどの宗教にもみられ

る現象である。しかし、「魂の救済装置」という役割を果たすはずの世界宗教が、歴史上、安易に暴力や戦争とかかわってきた理由は、いかに精神主義を掲げる宗教であっても、宗教そのものが原理としてもっている「社会性」という性質が暴力や戦争に深くかかわっているからである。

こんにち、とくにイスラームは暴力や戦争と結びつけて語られやすいが、その理由もここにある。当初から社会性を含んで展開してきたイスラームでは、イスラームとイスラーム教徒ムスリムを分けて考えることは、なおさら難しい。本来的に「社会性」を標榜するイスラームにおいては、事態は深刻になる。

イスラームの好戦性をあげつらう際によく使われる「ジハード」思想は、前述のように、対外的な戦闘を意味しているが、極めて厳しい制約をもった防衛戦争を指すものであった。しかし、どの時代にあっても、どのような形のジハードであっても、ジハードを掲げる集団にとっては、当然のことながら、彼らのジハードは「真正な」ジハードとなる。この点では、前述の飯山の主張は正しいように見える。

さらに問題を複雑にすることは、原則として教団組織や本山制度をもたないイスラームでは、戦闘的なジハードを「異端的」と決めつける機関は存在しない。新しい案件は、イスラーム共同体ウンマ全体が一致して賛成することによって「正統的」となる、というイスラーム共同体の「イジュマー（全員一致）」の原理を持ち出すなら、現在のテロリスト集団の掲げるジハードは正統的なジハードではない。しかし、ウンマの見解の一致を確認することは、イスラームがまだ小さな集団であった時代でも困難なことであったが、ムスリムの人口が世界中で一六億から二〇億人とまでいわれる今日では、まったく不可能なことである。

歴史的にも現代まで、現実にはウンマの見解の一致は、イスラーム法学者の見解の一致をもって代用されてきたが、それもイスラーム世界全体に普及し受け入れられるようになるまでには長い時間がかかる。今日のようにグローバル化が進展した時代ではインターネットなどの通信手段を駆使して、世界中の情報が一挙に入手できるが、逆に情報が多すぎると真偽の判定が難しくなり、法学者間の速やかな見解の一致が妨げられているようにもみえる。その顕著な例が、イラク戦争後のイラク国内の混乱ぶりや解決の糸口さえ見つからないシリアの内紛であろう。

8、日本人とイスラーム理解

イスラームは日本人にとって最も遠い宗教であるといわれるが、実はイスラームの教えのなかには、日本古来の伝統的な道徳や社会的倫理と同様の教えが多くみられる。例えば長幼の序を守ること、隣人との相互扶助が義務として奨励されること、相手の宗教を問わず旅人に親切にすること、正直な商売を心掛けることなどの倫理規範は、古きよき時代の日本に息づいていた公共道徳を彷彿とさせる。それだけでなく、イスラームの掲げる一神教と、日本の神道にみられる多神教や、仏像という偶像を崇拝する仏教は、

その信仰形態において相容れないといわれるが、実際には表現の方法が異なるだけで、同じことを表現していると思われる⁽¹⁵⁾。

日本人の多くは、第二次世界大戦中の国家神道政策の失敗によって大きな痛手を受けた苦い経験から、宗教そのものに対して一種のアレルギーを持っている。宗教と国家の結びつきによる最悪のケースを経験したことによって、人々は特定の宗教的態度を避けるようになった。公共の教育現場や芸術にさえ、宗教の影は排除される傾向がある。政教分離の優等生であるかのような環境の下にある日本では、神の道に身を捧げるという大義名分のもとに自爆テロを執行するムスリムの若者たちの姿はどのように映るのであろうか。イスラームにおいても、現今の政治的混乱と宗教的教義とは、全く別の次元で考えなければならないが、戦闘的なイスラーム集団によるテロの報道に接する日本人の多くが、イスラームに対する嫌悪感や拒絶意識を持ったとしても、それを単なる誤解だとして非難することは、難しい。中東地域におけるこのような破壊的な暴力行為は、一九四八年のイスラエルの成立に端を発し、二〇〇三年のアメリカを中心とした有志連合によるイラク戦争で拡大し過激化したものである。ムスリムの戦闘員たちは、自らの行為を正当化するためにイスラームの旗を掲げて大義名分を主張しているのである⁽¹⁶⁾。

しかし、その背景にはイスラーム社会の外側から加えられた政治的圧力に起因する問題が横たわっている。一九二二年のオスマン帝国滅亡以降の世界で、中東イスラーム地域は急速に過去の栄光を失い、欧米列強の植民地や委任統治領として宗主国からの支配下に置かれた。それまで自由に行き来できた広大な領土は、西洋列強によって恣意的な国境線で分割されてしまい、人々の共同体も文化や伝統、言語まで徹底的に分断され、苛烈な搾取や抑圧を受けてきたという屈辱の歴史も横たわっている。その際の苦悩の歴史は、独立以降もいまだに何ら解決を見ないまま、パレスチナ問題をはじめ、イラクやシリアの内戦などが次々と発生して、人々をますます苦しめている。こういった歴史的背景が今日の紛争を引き起こし、継続させていることを忘れてはいけない。イスラーム過激派への対応も、イラクやシリア、リビアなどの内戦や紛争を解決するための道筋も、このような歴史的背景を考慮することから始められなければならない。

ところが、近年、これらの内紛は、国際社会の無謀な「再介入」によって、ますます泥沼化しており、解決の糸口さえ見つからない。これらは中東という遠い地域での紛争であるとして、日本は無関係だなどと深刻な事態を無視することは、グローバル化の時代を生きる私たちには、不遜な考えである。こんにち、日本でも外国からやってきたムスリムの人口が増え続けていることと、日本人の中にも信仰を持つ人が出てきていることによって、イスラームが社会の中でますます身近になってきており、日本人のイスラーム理解の重要性が高まっている。また、日本だけではなく、今日の世界全体を覆う近代主義の行き過ぎによる後退と、それに基づく複雑な政治的かつ経済的な問題がイスラーム蔑視と同一視される危険性を避けるためでもある。

多文化とグローバル化した世界において、イスラームとはなにか、どのような意味をもつのか、どのような役割を果たすのか、どうすればムスリムとの平和的共存が可能となるのか。日本国内でも増えてきたムスリムとともに、これらのイスラームについての諸問題を、私たちは日本人として改めて考えることが必要である。今日、急激に変化する世界においては、それぞれの思想を、偏見を排して客観的に学ぶことは重要なことである。

宗教というものは、哲学や倫理思想も同様であるが、じつにさまざまな解釈ができる。イスラームに限ったことではないが、聖典や戒律は、時として非人間的な解釈をもたらすことがある。イスラームについても、どの解釈が正しい、あるいは正しくないと決めつけることはできない。しかし、宗教としてのイスラームは決して好戦的でも、非人間的な教えでもない。この私の考えは、優れたムスリムの学者たちも主張している立場であり、多くのムスリムの考えにも共通していると思われる。そうでなければ、情報や交流の技術が発達した現在、イスラームの信徒数が激増するという現象は説明がつかないことになる。ムスリムの若者が参加する過激派の問題は確かに深刻であるが、その背景には国際関の根深い要因があり、短絡的に宗教教義の問題に帰することはできない。

私たちは、我が国で陥りがちな一神教と多神教といった枠を作ってしまうことなく、人間としての共通性を基盤として、イスラーム世界と日本との対話を続けていきたい。お互いに良く話し合い、理解しあうことは、効果的な宗教間対話を実施し、グローバル化したこの世界に平和的な共存関係を築き上げるために、極めて重要なことである。

日本ではイスラーム世界との歴史的つながりが薄いために、イスラームは理解しにくい宗教だと思われることが多く、イスラームに関する客観的な知識を持つことは難しいと考えられている。しかし、外国人労働者の受け入れが急速に進む日本では、国際的に不安定要因の増加が懸念される今日であるからこそ、一四〇〇年の歴史を背負い、今日の世界で一八~二〇億人もの信徒を擁する巨大宗教勢力に対する理解と対話が必要な時代はない。

註

- (1) https://yamashirokihachi.blogspot.com/2019/01/blog-post_9.html
二〇一九年五月六日確認
- (2) シャルリー・エブド事件後のフランス政府の対応については『シャルリ・エブド事件を読み解く』（ケヴィン・バレット編著、板垣雄三監訳・解説、第三書館、二〇一七年）に詳しい。
- (3) 偶像崇拝の禁止と肖像画については、拙稿「偶像崇拝禁止なら肖像画も禁止なのか」（『季刊アラブ』二〇一五年春号、一〇—一頁）を参照されたい。
- (4) 例えば女性差別による女性の命の軽視に関しては、拙稿「第7章 イスラーム・ジェンダー論の行方」（一三五頁、『政治化する宗教、宗教化する政治』池澤優責任編集、岩波書店、二〇一八年）を参照されたい。
- (5) 二〇一九年一月二五日、筆者あての電子メールによる。

- (6) 中田考によれば、宗教的修行を意味する「大ジハード」の思想が、当初から「弱い伝承」(ダイーフ)に組み込まれていたことは事実であるが、スーフィズム・イスラーム学の伝統の中で学問として確立されている以上、大ジハードの優位が間違いとは言い切れないとのことで、ハディース的根拠が極めて弱いのは事実であるとされるが、飯山が主張しているように「でっち上げ」とまでは言えない。<https://www.ahlalhdeeth.com/vb/showthread.php?t=227141> (二〇一九年五月六日確認)
- (7) 例えばクルアーン三七章四八節「またかれらの側には、伏し目がちな大きい目(の乙女)がいる。」、四九節「かの女らは、注意深く守られている卵のよう」などの記述があるが、「七二名の花嫁」といった記述はクルアーンにはない。
- (8) 正常な成人の信徒に課せられる刑罰で、クルアーンやハディースによって決定され、人間がその量刑を変えることができない身体刑を指す。ハッド刑の対象となる犯罪は、姦通罪、姦通についての中傷罪、飲酒罪、窃盗罪、追い剥ぎ罪であり、神が決定した刑罰として、人間の側では変更することができない。したがって、信徒が賛成したり支持したりすることを問うのは、意味がない。
- (9) 二〇一九年五月六日確認、データは二〇一五年のままで新しい調査は発表されていない。
- (10) アル・カーイダやいわゆる「イスラーム国」が起こす暴力的戦闘行為は、彼らが宗教を大義名分としていても、まさに政治的権力闘争である。これらの戦闘は宗教とは次元を異にして国際政治の中で論じられるものであり、早急な終息のためには軍事力だけでなく国際的な協力が必要である。イスラームの教義に「ジハード」思想があることを理由として、彼らの暴力を短絡的にイスラームの教義に由来するものであると批判する知識人も多いが、宗教的に定義されている郷土防衛のためのジハードは歴史上、正確な形では一度も実施されたことがない。ジハード論については、拙稿「ジハードとは何か―クルアーンの教義と過激派組織の論理」(『変革期イスラーム社会の宗教と紛争』塩尻和子編、明石書店、二〇一六年、三七―六一頁)を参照されたい。
- (11) 「セム系三宗教の共通性」に関しては、拙著『イスラームを学ぼう』第一〇章「セム系三宗教の比較」(一三一―一五四頁)に詳細に論じている。
- (12) クルアーンでは、人間は地上における「神の代理人(ハリーファ)」として創造されたと記されている。そのため人間は神の導きに従って、この世に道徳的秩序を作る責任を負っている。ここでは、人間は霊的な側面と肉的な側面の双方をもった自然な包括的な存在として認められているので、人間の自然な欲求や社会的活動を卑しいとする考えはみられない。個人と社会とは、はじめから相関関係にあるとみなされており、個人としてムスリムになることは、同時に宗教共同体「ウンマ」の成員となることである。前述のように、イスラームは成立

当初から在家の宗教であり「政教一致」的な理想をもっているからである。原則として教団組織をもたないイスラームでは、宗教上の決定権は一般信徒にある。つまり、教会制度や本山制度のないイスラームでは、「ウンマ」自体がイスラーム社会の進路について責任を負うことになる。拙著「イスラームの社会観—ウンマ」（六七—七六頁、『イスラームを学ぼう』、秋山書店、二〇〇七年）を参照されたい。

- (13) 宗教と紛争に関しては、拙著「平和を作り出すために」（三〇三—三一四頁、『イスラームの人間観・世界観』、筑波大学出版会、二〇〇八年）、同じく拙著「宗教と平和」（二一四—二一九頁、『イスラームを学ぼう』、秋山書店、二〇〇七年）を参照されたい。
- (14) この課題に関しては、石川明人著『キリスト教と戦争』（中公新書、二〇一六年）、橋爪大三郎・中田考著『一神教と戦争』（集英社新書、二〇一八年）などが示唆に富んでいる。
- (15) 日本における一神教と多神教の論争については、拙稿「宗教間対話運動と日本のイスラーム理解」（一〇三—一三七頁、『宗教と対話 多文化共生社会の中で』小原克博・勝又悦子編、教文館、二〇一七年）を参照されたい。また、町田宗鳳は「ダライラマと近代文明」（『宗教と現代がわかる本』平凡社、二〇〇八年、七八頁）で一神教批判を展開している。若手の仏教学者の中には「信者の信仰実態から遊離している「一神教」と「多神教」というカテゴリーはもはや不要になっているように思われる」という立場も見られる（藤井淳「一神教と多神教の概念再考」『春秋』春秋社、二〇一六年一二月、一一四頁）。
- (16) イラク研究家の酒井啓子は、『9・11後の現代史』（講談社現代新書、二〇一八年）で、多くのデータを駆使して、中東や南アジアのイスラーム地域でテロが急増するのは二〇〇三年以降のイラク戦争からであり、それ以前は発生件数が少なかったことを明らかにしている。